

橋梁のメンテナンスに係る技術者の養成
及び技術支援の連携協力に関する覚書

平成30年11月15日

信州大学工学部

(独法) 国立高等専門学校機構 長野工業高等専門学校

(一社) 建設コンサルタンツ協会 長野地域委員会

長野県コンクリート補修・補強協会

(公財) 長野県建設技術センター

長 野 県

別表1

信州橋梁メンテナンス支援協議会 参加組織

信州大学工学部
(独法) 国立高等専門学校機構 長野工業高等専門学校
(一社) 建設コンサルタンツ協会 長野地域委員会
長野県コンクリート補修・補強協会
(公財) 長野県建設技術センター
長野県

別表2

信州橋梁メンテナンス支援協議会 事務局

長野県建設部 道路管理課

橋梁のメンテナンスに係る技術者の養成 及び技術支援の連携協力に関する覚書

平成25年の道路法改正に伴い、橋梁をはじめとする道路施設の5年に1回の点検が法定化された。こうした中、小規模な自治体においては、道路施設のうちに特に管理数が多い橋梁の点検を担う技術職員が不足しており、担い手の確保が中長期的な課題となっている。また、橋梁メンテナンスのマネジメントに対する支援が必要とされている。

そこで、長野県内の「公・学・民」が連携し、それぞれが持つ知見や技術を活かし、橋梁の点検を担う技術者を継続的に養成するとともに、メンテナンスサイクルに係る技術支援を行うため、「信州橋梁メンテナンス支援協議会」を設立し、その活動等に関し、以下のように定める。

(名称)

第1条 本覚書に基づき設立する協議会は、「信州橋梁メンテナンス支援協議会」
(以下、「本協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、橋梁の点検を担う技術者を継続的に養成するとともに、メンテナンスサイクルに係る技術支援を行うことを目的とする。

(構成員と事務局)

第3条 本協議会に参加する組織(以下「参加組織」という。)は、別表1に示し、参加組織のいずれかに事務局を置く。事務局は、別表2に示す。

(連携協力事項)

第4条 参加組織は、本協議会の目的を達成するために、以下の事項に関して相互に連携協力するものとする。

- (1) 橋梁の点検を担う技術者の養成に関する事項。
- (2) 養成した人材の活用に関する事項。
- (3) メンテナンスサイクルに係る技術支援に関する事項。
- (4) その他目的達成のため必要な事項。

(秘密保持)

第5条 参加組織は、本覚書に基づく活動において知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議等)

第6条 本覚書の定める事項に疑義が生じた事項や、本覚書に定めの無い事項については、その都度協議会で協議の上、これを定める。

(有効期限)

第7条 本覚書の有効期限は、覚書締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、覚書を締結した参加組織の合意により更新することができる。

この締結の証として、参加組織数の本書を作成し、記名の上、各1通保有する。

平成30年11月15日

信州大学
工学部長

(独法) 国立高等専門学校機構
長野工業高等専門学校 校長

天野 良彦

石原 祐志

(一社)建設コンサルタント協会
長野地域委員会 会長

長野県コンクリート補修・協会
会長

中島 康義

室田 雅則

(公財)長野県建設技術センター
理事長

長野県
建設部長

北村 効

長谷川 明弘